

第11回 蘭越町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月31日（月）午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室

3 出席委員 15人

会 長 15番 中井 悟

会長職務代理 7番 西元 道啓

委 員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝

3番 高山 重人 5番 岩間 勇市

6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志

9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎

11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫

13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一

16番 伊藤 忠幸

4 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸報告について

第4 現況証明願いについて

第5 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 農地法第5条の規定による許可申請について

第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 土地の意見価格の決定について

6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則

農地係長 小柳 大騎

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、これから第11回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、6番 宮武委員と7番 西元委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第9回の総会以降の諸般について、報告いたします。

5月14日さけ・ます放流式、さけます事業所

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。

NO1～NO4について、上程します。

担当調査員から、順次調査の報告をお願いします。

2番
(近藤委員)

番号1番について説明いたします。〇〇です。場所につきましては、〇〇から1km位入りまして、右手の方になります。図面を確認して頂ければと思いますけれども、かなりの年数が経っていて公簿地目は畑・田となっていますけれども、現状は採草放牧地以外ということで、確認をして参りました。私と杉本委員、坂井委員の3名で調査をして参りました。

13番
(坂井委員)

番号2番について説明いたします。私と近藤委員、杉本委員の3名で現地の方を調査して参りました。場所なのですが、〇〇にあります、〇〇の横になる土地です。現況は採草放牧地以外として確認してきました。

3番
(高山委員)

番号3番について説明いたします。場所につきましては、〇〇から〇〇を〇〇方面に向かっていきますと、〇〇に入りまして〇〇があります、横の農地となります。将来的に〇〇さんが基盤整備をするというお話もあります。一部農地ではない道路用地みたいなところも入っておりますが、〇〇となっております。私と金子委員、宮武委員の3名で調査をして参りました。

16番
(伊藤委員)

番号4番について説明いたします。場所は〇〇で、私と中井委員、岩間委員の3名で調査をして参りました。〇〇から500Mほど〇〇方面に向かって〇〇の斜め奥の場所になります。航空写真では畑のように見えるのですが、現地へ行きますと、農地・採草放牧地以外であると確認できました。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長

質疑なしと認めます。
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。
日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
NO1について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和3年5月31日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。契約期間は平成27年7月1日から令和7年11

月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年5月24日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年5月31日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

3 番
(高山委員)

番号1番、別紙の議案2号1番、議案第4号8番、場所が〇〇です。〇〇の方へずっと行くと上が〇〇になりまして、〇〇から300M位行った左側の土地です。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議 長

議案第2号は、原案のとおり受理することとします。
日程第6、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
NO1～NO3について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決及び意見を求める。令和3年5月31日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡、農地区分は田、農用地区域内の第1種農地、権利の種類は賃貸借、賃借料は〇〇円です。申請理由は、〇〇さんの圃場の基盤整備工事における駐車場、資材置き場に使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第1種農地に判断した理由としては、おおむね10ha以上の集团的農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

本来であれば、第1種農地については原則不許可となっておりますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用として、当該農地を供することが必要と認められる場合は不許可の例外となっております。本件につきましては、令和3年11月30日までの一時使用であること、工事の基点となる駐車場及び資材置き場として使用できる場所として、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号2番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡、農地区分は畑、農用地区域内の第1種農地、権利の種類は賃貸借、賃借料は〇〇円です。申請理由は、仮設事務所、資材置き場に使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

こちらは番号1番の隣接地となり、同じく本来であれば、第1種農地については原則不許可となっておりますが、本件につきましても、令和3年11月30日までの一時使用であること、工事の基点となる仮設事務所及び資材置き場として使用できる場所として、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号3番、申請者は譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は田、面積は〇〇㎡、農地区分は田、農用地区域外の第1種農地、権利の種類は所有権移転、譲渡価格は〇〇円です。申請理由は、駐車場に使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第1種農地に判断した理由としては、おおむね10ha以上の集团的農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

また、第1種農地の不許可の例外となります、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲での拡張であり、駐車場として使用のために隣接地を購入するもので、転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

番号1番から3番については4月28日の総会で農地法第5条の規定による、許可について、許可相当である旨、北海道農業会議に諮問しておりました。

この度、5月20日付けで北海道農業会議常設審議委員会から許可相当である旨の回答がありました。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

16 番
(伊藤委員)

番号1番と2番の件についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、〇〇から100mほど〇〇方面に進んだ所に〇〇があるのですけれども、家の横になります。番号1番と2番は隔たった農地となりますのでよろしくお願いたします。

1 番
(黒川委員)

番号3番についてご説明します。内容は事務局説明の通りです。場所は、〇〇線の〇〇の裏手になります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

NO1～3については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案の9ページ目に移りますが、訂正があります。ページの左側の番号が5になっておりますが、番号4に訂正願います。申し訳ありません。

議 長

引き続き、NO4について、上程します。

事務局
(小柳係長)

番号4番、申請者は貸主が〇〇さん、借主が〇〇さん、土地は〇〇番、現況は畑、面積は〇〇㎡、農地区分は畑、農用地区域内

の第1種農地、権利の種類は賃貸借、賃借料は〇〇円です。申請理由は、北海道後志振興局の発注工事における仮設事務所、資材置き場に使用するためです。別紙、調査書をご覧ください。

第1種農地に判断した理由としては、おおむね10ha以上の集団的農地であるため、第1種農地と判断いたしました。

本来であれば、第1種農地については原則不許可となっておりますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用として、当該農地を供することが必要と認められる場合は不許可の例外となっております。本件につきましては、令和3年11月30日までの一時使用であること、工事の基点となる仮設事務所及び資材置き場として使用できる場所として、一時転用することはやむを得ないと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

なお、番号4の案件は許可相当の可否について意見を求めるものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

担当委員の補足説明を願います。

7番
(西元委員)

内容については事務局説明の通りです。場所に関しましては、〇〇の〇〇線入ってすぐの所の〇〇の裏にある農地でございます。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。

原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

NO4については、北海道農業会議へ諮問することといたします。

日程第7、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1～NO8について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和3年5月31日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年6月7日から令和13年6月6日までの10年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

番号2番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年6月7日から令和13年6月6日までの10年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

番号3番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年6月7日から令和13年6月6日までの10年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農

地の貸し付けを継続するためです。

番号4番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年6月7日から令和13年6月6日までの10年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇円、畑が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

番号1から番号4の調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年6月7日から令和8年6月6日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年6月7日から令和8年6月6日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

番号5から番号6の調査書については、同じ記載となっておりますので、一括にて説明をさせていただきます。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん。土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年6月7日から令和13年6月6日までの10年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で田が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は、〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和3年7月1日、対価の支払期限は令和3年6月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

3番
(高山委員)

番号1～4番まで説明いたします。番号1から4番までの内容は事務局説明の通りです。場所なのですけれども、〇〇の下の3か所〇〇の方に〇〇があるのですけれども、その左側にあります。

番号2番〇〇の〇〇の下の3か所。

番号3番〇〇の〇〇のすぐそばに2か所、〇〇のすぐそばに1か所。

番号4番〇〇の左側になります。

7番
(西元委員)

番号5・6番は内容に関しましては事務局説明の通り契約の更新です。場所に関しましては、〇〇でありまして、〇〇の周りに〇〇があるのですけれども、そこから山の上に上がってったどん詰まりにあるそこに一団地あります。

番号6番〇〇の土地でございますが、〇〇の右側にある圃場が、虫食い状態になっているところです。

2番
(近藤委員)

番号7番についてご説明させていただきます。内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、〇〇から上がって行って〇〇、1km位はいった右側の方になります。〇〇一角ですね。

3番
(高山委員)

番号8番について議案第2号1番の土地でございます。内容については事務局説明の通りです。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第4号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第8、議案第5号

土地の意見価格の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号 土地の意見価格の決定について 北海道財務局小樽出張所長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和3年5月31日提出。蘭越町農業委員会会長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、議案第5号、土地の意見価格についてをご覧ください。

上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇番が記載しております。中段からは、ここ数年の農地売買実例と過去の財務局への意見価格を記載しております。

過去の売買実例などを参考に、地区の担当委員と事前に相談した上で、畑で〇〇円として回答したいと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。
照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

本案は、原案のとおり決定し、その旨、北海道財務局小樽出張所長へ通知いたします。

その他の報告について事務局から願います。

事務局
(高田局長)

(1) 次回総会 は、6/29 (月) 13 : 30 を予定しています。

(2) 続きまして、参考資料として添付させていただきました、太陽光発電パネルを農地の法面または畦畔に設置する場合の取扱いについて、6月に農業者より申請がありそうな状況となっておりますので、制度について簡単に説明させていただきます。

農地に太陽光パネルを設置する場合につきましては、農作業に支障がないことを前提として、営農しながらの一時転用が認められておりますが、高さが十分に確保され、パネルの下での農作業に支障がないこと、また、収量が2割以上減収しないこと等の規制が設けられております。

また、耕作部分ではない法面や畦畔に設備を設置する場合につきましては、参考資料の2ページ目にありますとおり、法面等の機能、農業用機械の農地への出入り、営農条件に支障がないこと、容易に撤去可能で必要最小限の面積であることを条件として、一種農地においても3年以内での一時転用が認められており、許可を受けた際には法面等の状況について毎年報告することとなっております。

また、この3年間という期間につきましては、申請により更新可能となっております。

農地における太陽光発電設備の一時転用につきましては、道内では前例のない案件となるため、申請がありました際には、農業会議等に相談しながら、進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) 次に、先月の総会で町長に提出いたしました、「持続可能とする蘭越町農業の振興に関する提言書」について、6月中に、振興・農政専門委員と町長との意見交換会を開催したいと思っております。

振興・農政専門委員のお手元に、日程調整表を配布させていただいておりますので、日程表の白い部分について、都合により出席できない日がありましたら、×印を記入の上、事務局まで提出をお願いいたします。

日時が決定次第、あらためてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第11回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟